

## 経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

### 今回のテーマ：従業員の採用に係る税務上の取扱いと助成金

景気回復を受けて、企業の採用意欲が高まってきています。従業員の採用に係る税務上の取扱い、助成金はつぎのとおりです。

#### 1. 税額控除制度（雇用・所得を拡大した場合に一定額を法人税から控除する制度）

制度	対象法人	適用要件（全てを満たす必要あり）	税額控除額
雇用促進税制 or 促進得税拡大	青色申告法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用者増加数 5人以上（中小企業者は2人以上）</li> <li>・雇用者増加割合（<math>\frac{\text{雇用者増加数}}{\text{前期末雇用者総数}}</math>）10%以上</li> <li>・当期給与 <math>\geq</math> 前期給与 + （前期給与 × 雇用者増加割合 × 30%）</li> <li>・前期と当期に事業主都合による離職者がいないこと</li> </ul>	雇用者増加数 $\times 40$ 万円 （法人税×10% 限度、但し中小 企業者は20%）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与増加割合（<math>\frac{\text{給与増加額}}{\text{基準雇用者給与} \times 1}</math>）2%~5%※2 以上</li> <li>・給与支給額が前期以上、平均給与支給額が前期超であること</li> </ul>	給与増加額 $\times 10\%$ （同上）

※1 2013.4.1 以後開始事業年度のうち、最も古い事業年度の直前事業年度の給与

※2 2015.3.31までの開始事業年度 2%、2016.3.1までの開始事業年度 3%以上、2018.3.1までの開始事業年度 5%

#### 2. 新入社員の受入費用の税務上の取扱い

内容	個人側	法人側
学資金、研修手当	採用内定者に対し、入社前に支給した場合→雑所得	
支度金	採用内定者に対し、支給する支度金→雑所得	
社宅	使用者から徴収する家賃が、適正家賃（※）の $\left[ \begin{array}{l} \text{※ 家屋の固定資産税課税標準} \times 0.2\% + \frac{12 \text{ 円} \times \text{床面積}}{3.3 \text{ m}^2} \\ + \text{土地の固定資産税課税標準} \times 0.22\% \end{array} \right]$	① 50%以上の場合→非課税 ② 50%未満の場合→適正家賃と徴収家賃の差額が給与所得
制服の支給	水道光熱費を会社が負担した場合→給与所得	
制服の支給	職場で着用する事務服、作業服を支給した場合→非課税	一括損金算入

#### 3. 主な雇用関係の助成金

トライアル雇用奨励金	ハローワークの紹介により対象者（就労経験のない職種に就くことを希望する者など）を3ヵ月間試行雇用した場合には、月額4万円/人が3ヵ月間支給されます。
高年齢者雇用安定助成金 (高年齢者労働移動支援コース)	職業紹介事業者の紹介により他の企業への再就職を希望する定年退職予定者を、定年の1年前から定年までの間に労働契約を締結し雇い入れた場合には、70万円/人が支給されます。
高年齢者雇用開発特別奨励金	ハローワーク等の紹介により失業中の65歳以上の者を雇用した場合（所定労働時間週20時間又は30時間以上、かつ、1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る）には、60万円又は90万円（大企業は30万円又は50万円）/人が支給されます。
キャリアアップ助成金	契約社員などの非正規雇用労働者を正規雇用した場合（事前に「キャリアアップ計画」を労働局に提出した場合などに限る）には、40万円（大企業は30万円）/人が支給されます。

#### お見逃しなく！

「雇用促進税制」は、適用を受けようとする事業年度開始後2ヶ月以内に、ハローワークへの雇用計画の提出が必要です。